

| | 使用賃借 | 賃貸借 |
|------------------|---|--|
| 契約の性質 | 無償・諾成 | 有償・諾成 |
| 存続期間の定め | 制限なし（597条参照） | 最長50年（604条） |
| 第三者による借用物の使用収益 | 貸主（賃貸人）の承諾があれば可 （594条2項、612条1項）※1 | |
| 第三者対抗要件 | 規定なし | 不動産の場合は登記（605条） |
| 借用物の費用負担 | 通常が必要費は借主の負担（595条1項） | 賃貸人の負担に属する必要費と有益費は賃貸人の負担（608条） |
| 貸主の修繕義務 | 規定なし | 修繕義務あり（606条1項）※2 |
| 契約終了時の借用物の原状回復義務 | 借用物の受領後に生じた損傷について、借主に原状回復義務あり（599条3項本文）※3 | 賃貸物の受領後に生じた損傷について、賃借人に現状回復義務あり（621条本文）※4 |
| 借主が死亡した場合の効果 | 契約終了（597条3項） | 契約は当然には終了しない（賃借権は相続人に相続される） |